



山形県公報

平成22年1月26日（火）
第2112号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 救急病院等の告示……………（健康福祉企画課）…61
- 国土調査の成果の認証……………（農村計画課）…同
- 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了……………（村山総合支庁農村計画課）…62
- 道路の区域の変更……………（村山総合支庁建設総務課）…同
- 同……………（同）…同
- 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可……………（都市計画課）…63
- 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧……………（同）…同
- 都市計画事業の変更の認可の告示……………（同）…同

### 教育委員会関係

#### 告 示

- 山形県教育委員会1月定例会の招集……………64

### 公 告

- 県営住宅入居者の一般公募……………（庄内総合支庁建築課）…同
- 一般競争入札の公告……………（公安委員会）…67

## 告 示

### 山形県告示第62号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。  
平成22年1月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 名 称                   | 所 在 地         | 認 定 期 間                      |
|-----------------------|---------------|------------------------------|
| 国立大学法人<br>山形大学医学部附属病院 | 山形市飯田西二丁目2番2号 | 平成22年2月26日から<br>平成25年2月25日まで |

### 山形県告示第63号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
平成22年1月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称  
鶴岡市
- 2 調査を行った期間  
平成20年4月14日から平成21年10月1日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称

鶴岡市地籍図及び地籍簿

## 4 調査地域

添川の一部

## 5 認証年月日

平成22年1月19日

## 山形県告示第64号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成22年1月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 事業名           | 地区名   | 工事完了年月日     |
|---------------|-------|-------------|
| 中山間地域総合農地防災事業 | 大井沢地区 | 平成21年10月20日 |

## 山形県告示第65号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成22年1月26日から同年2月8日まで縦覧に供する。

平成22年1月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 道路の種類 県道
- 路線名 山形羽入線
- 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区間                             | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延長      |
|--------------------------------|------|--------------------|---------|
| 天童市大字蔵増字谷地4931番から<br>同 4941番まで | 旧    | 18.0メートル<br>} 13.2 | 270メートル |
| 同 上                            | 新    | 52.0メートル<br>} 13.2 | 同 上     |

## 山形県告示第66号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成22年1月26日から同年2月8日まで縦覧に供する。

平成22年1月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 道路の種類 県道
- 路線名 天童大江線
- 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区間                                 | 旧新の別 | 敷地の幅員               | 延長        |
|------------------------------------|------|---------------------|-----------|
| 天童市大字蔵増字押切2313番から<br>同 字長沼3027番1まで | 旧    | 39.0メートル<br>} 8.5   | 1,892メートル |
| 同 上                                | 新    | 39.0メートル<br>} 8.5   | 同 上       |
| 同 上                                |      | 160.0メートル<br>} 15.0 | 2,042メートル |

**山形県告示第67号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成22年1月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 組合の名称  
東根市神町北部土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地  
東根市神町東一丁目2番1号
- 3 設立認可の年月日  
平成7年1月7日
- 4 変更の内容  
事業施行期間の延長等
- 5 変更認可の年月日  
平成22年1月26日

**山形県告示第68号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき天童市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成22年1月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称  
山形広域都市計画用途地域
- 2 縦覧の場所  
土木部都市計画課

**山形県告示第69号**

次のとおり都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による告示があった。

平成22年1月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種 類 鶴岡都市計画道路事業
  - (2) 名 称 3・4・3号羽黒橋加茂線
- 2 施行者の名称  
山形県
- 3 事業所の所在地  
山形市松波二丁目8番1号
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分 鶴岡市大東町、神明町及び苗津町地内
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 告示年月日及び番号  
平成22年1月18日 東北地方整備局告示第3号

## 教育委員会関係

### 告 示

#### 山形県教育委員会告示第3号

山形県教育委員会1月定例会を次のとおり招集した。

平成22年1月26日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 長 南 博 昭

- 1 招集の日時 平成22年1月27日（水） 午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題  
(1) 教職員の人事について

## 公 告

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成22年1月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名 称                | 所 在 地              | 規 格  |                               | 公 募<br>戸 数 | 区 分 | 家 賃                     |                                    |                                    |                                    | 金 敷         | 摘 要         |                                    |
|--------------------|--------------------|------|-------------------------------|------------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|-------------|-------------|------------------------------------|
|                    |                    | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |            |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 |             |             | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 |
| 県営川南アパ<br>ート1号     | 酒田市若宮町二<br>丁目1-1   | 2DK  | 51.2                          | 1          | 一般用 | 15,700<br>円             | 18,100<br>円                        | 20,700<br>円                        | 23,300<br>円                        | 26,700<br>円 | 30,800<br>円 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額           |
| 同 川南アパ<br>ート3号     | 同 1-3              | 同    | 54.6                          | 1          | 同   | 16,600                  | 19,200                             | 21,900                             | 24,700                             | 28,200      | 32,600      |                                    |
| 同 かがねアパ<br>ート3号(B) | 同 かがね町<br>一丁目21-14 | 3DK  | 69.5                          | 1          | 同   | 19,700                  | 22,800                             | 26,100                             | 29,400                             | 33,600      | 38,800      |                                    |
| 同 東泉アパ<br>ート3号(A)  | 同 東泉町一<br>丁目15-22  | 同    | 62.6                          | 1          | 同   | 18,800                  | 21,700                             | 24,900                             | 28,100                             | 32,100      | 37,000      |                                    |
| 同                  | 同                  | 同    | 64.2                          | 1          | 同   | 19,300                  | 22,300                             | 25,500                             | 28,800                             | 32,900      | 37,900      |                                    |
| 同 北新町アパ<br>ート      | 同 北新町一<br>丁目1-58   | 2DK  | 55.0                          | 1          | 同   | 20,400                  | 23,500                             | 26,900                             | 30,300                             | 34,700      | 40,000      |                                    |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成22年2月5日から同月12日まで（土・日曜日は休館日となります。）（受付時間午前10時から午後5時）（ただし、郵送の場合は平成22年2月12日までの消印のあるものに限り有効とする。）

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
山形県すまい情報センター（庄内事務所）

## 5 入居の時期 平成22年3月下旬

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、酒田警察署冷温水発生機分解整備業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成22年1月26日

山形県酒田警察署長 小 林 邦 憲

1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 酒田市上安町一丁目1番地の1 酒田警察署 401会議室

(2) 日 時 平成22年2月15日（月） 午前11時

2 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称 酒田警察署冷温水発生機分解整備業務

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 履行期限 平成22年3月26日

(4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

(2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。

(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項の競争入札参加資格者名簿（様式第104号に限る。）に登載されていること。

(5) 県内に本店又は営業所等を有すること。

(6) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録等を受けていること。

(7) 2の(1)の役務の履行に係る施設と同種の施設において、過去5年以内に当該役務と同種の役務を履行した実績があることを証明できること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

酒田市上安町一丁目1番地の1 山形県酒田警察署会計課 電話番号 0234-23-0110

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を平成22年2月4日（木）午後5時までに4の契約に関する事務を担当する部局等に提出すること。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め及び個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(4) 詳細については入札説明書による。

平成22年 1月26日印刷  
平成22年 1月26日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂 部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056